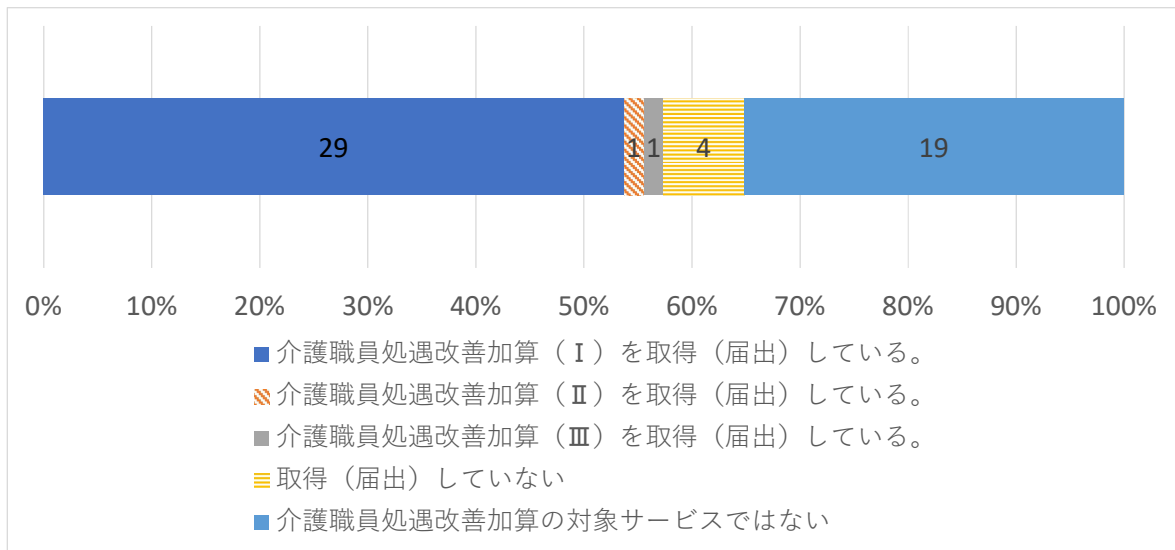


国立市内事業者向けアンケート調査結果

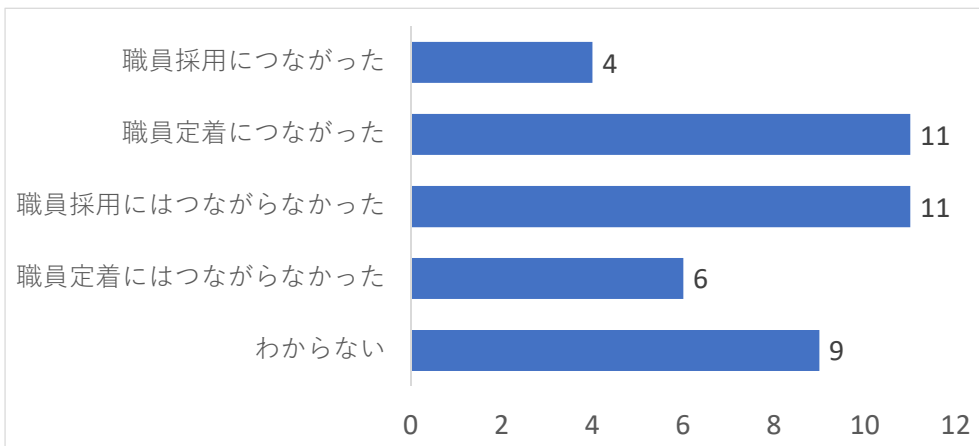
目的	第9期国立市介護保険事業計画及び第7次高齢者保健福祉計画策定のため、市内の介護保険サービス事業所を対象としたアンケート調査を行った。
対象	市内介護保険施設及び介護保険サービス事業所（93事業所） ※ただし、国立市ケア倶楽部の登録が事業所番号ごととなっているため、 回答数は最大82件の回答となる。
設問数	24問（居宅介護支援事業所は31問）
回答方法	ケア倶楽部のアンケート機能を利用
実施期間	令和5年8月14日～令和5年8月31日
回収状況	回答数 54件 / 総数 82件 回答率 65.9%

令和3年度制度改正の影響について（Q1～11）

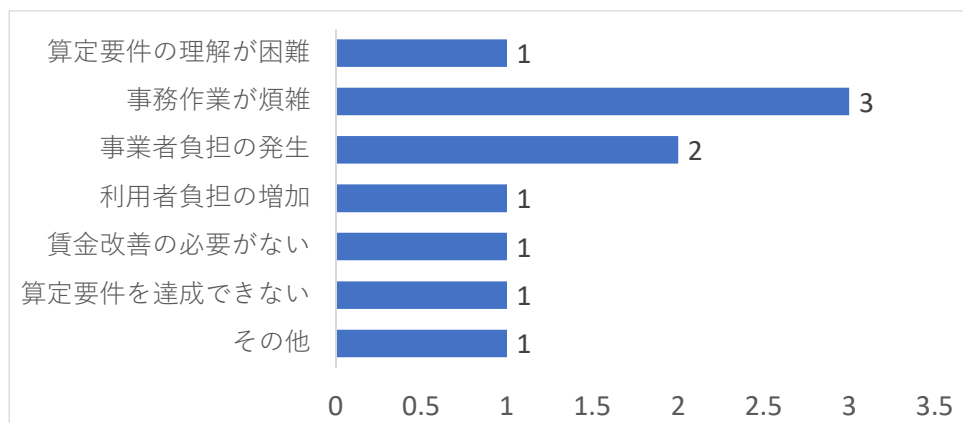
Q1.介護職員処遇改善加算を取得（届出）されていますか？



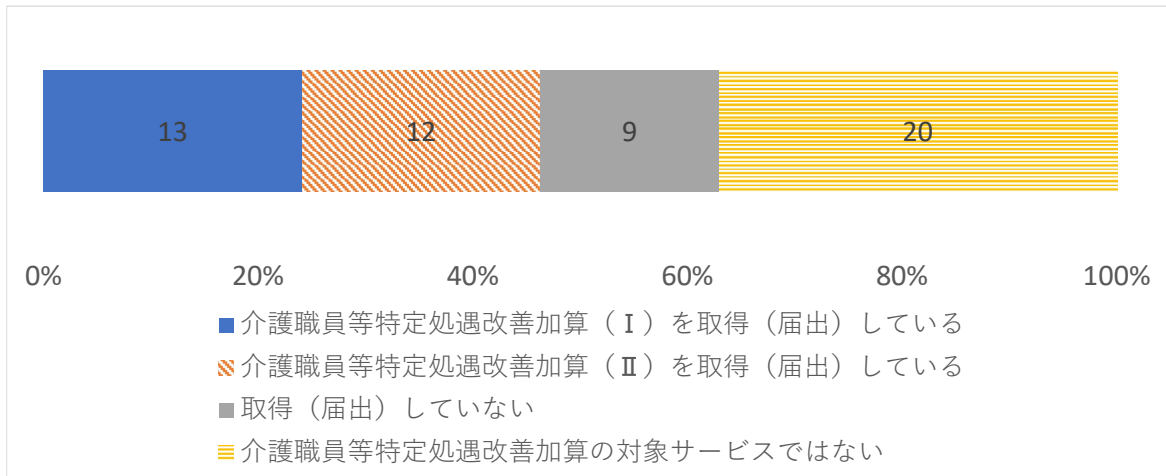
Q2. 【Q1で「取得（届出）している」と回答した事業所のみ】 介護職員処遇改善加算により、職員の採用や定着につながりましたか？（複数選択可）



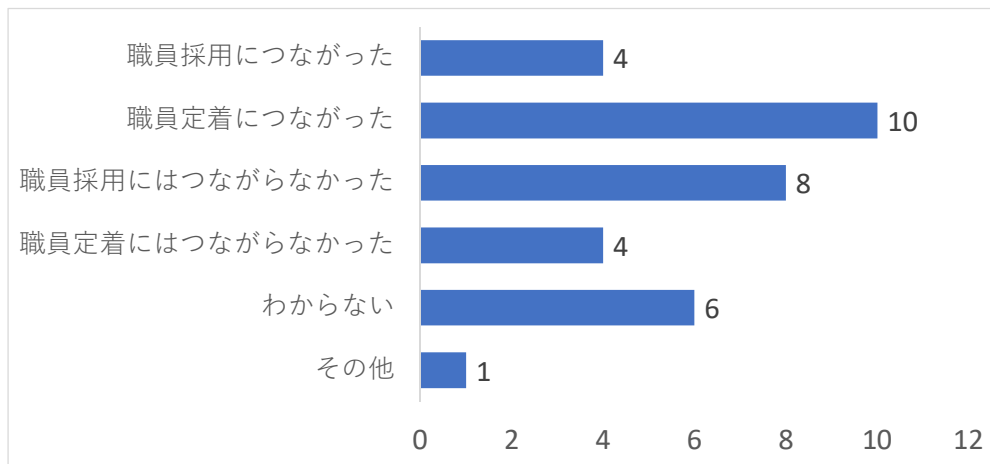
Q3. 【Q1で「取得（届出）していない」と回答された事業所のみ】 介護職員処遇改善加算を取得していない理由は何ですか？（複数選択可）



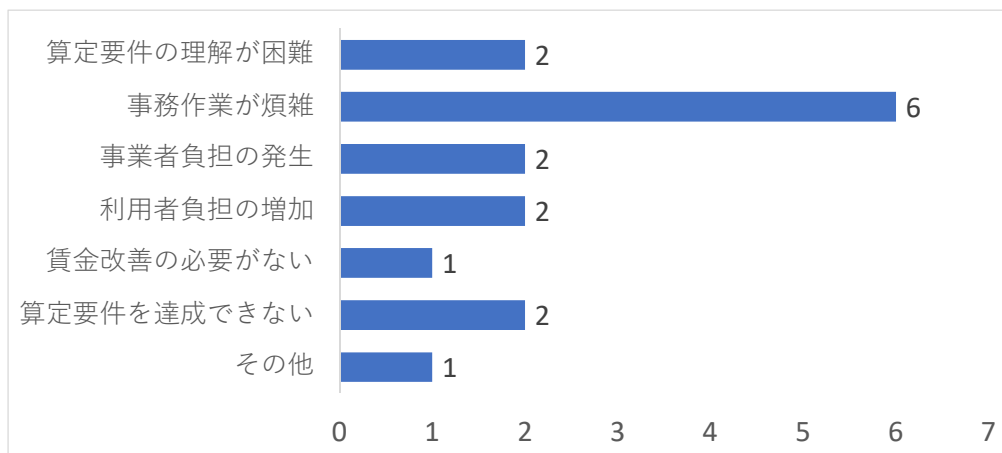
Q4.介護職員等特定処遇改善加算を取得（届出）されていますか？



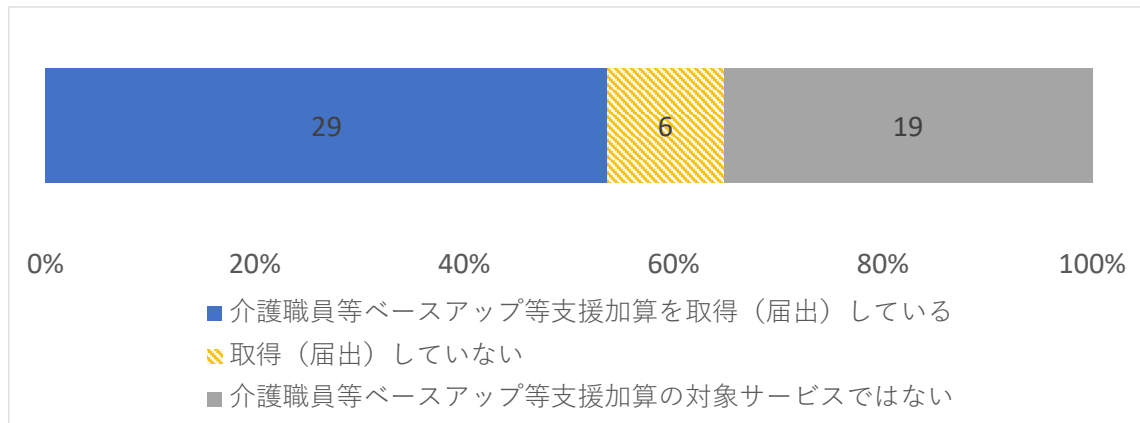
Q5.【Q4で「取得（届出）している」と回答した事業所のみ】 介護職員等特定処遇改善加算により、職員の採用や定着につながりましたか？（複数選択可）



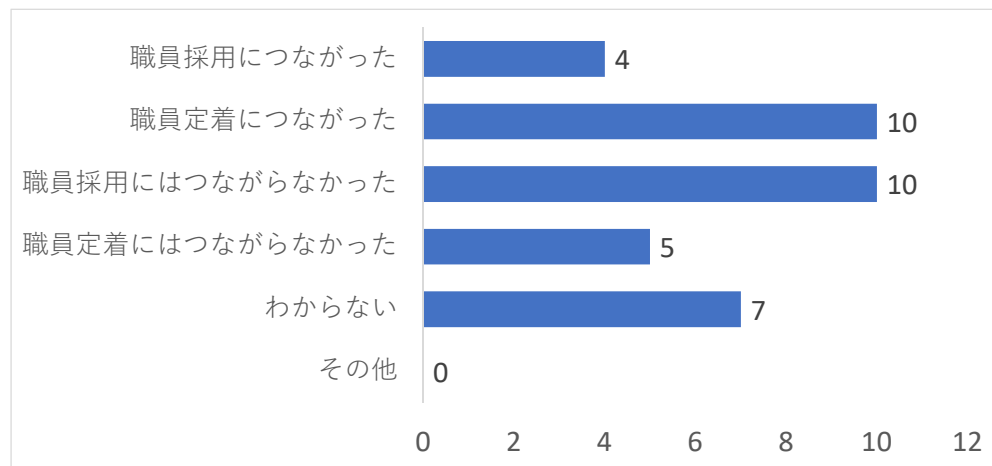
Q6.【Q4で「取得（届出）していない」と回答された事業所のみ】 介護職員等特定処遇改善加算を取得していない理由は何ですか？（複数選択可）



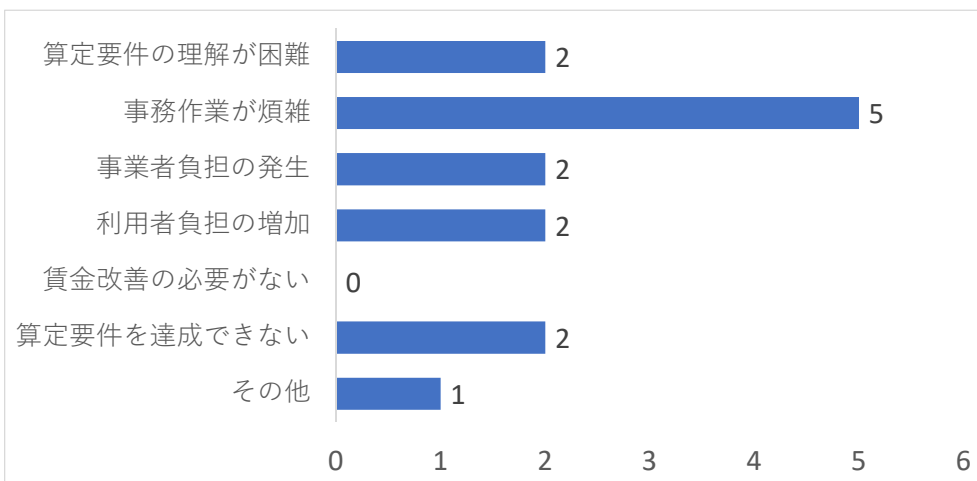
Q7.介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）されていますか？



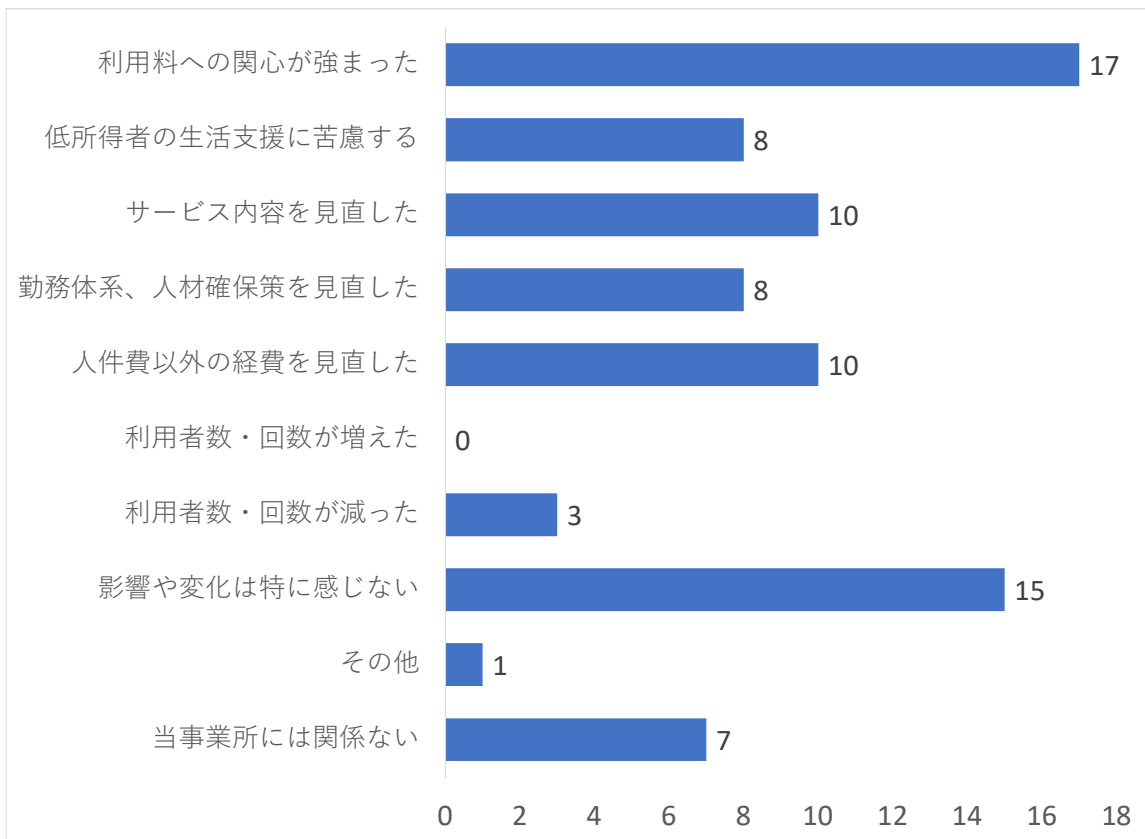
Q8.【Q7で「取得（届出）している」と回答した事業所のみ】 介護職員等ベースアップ等支援加算により、職員の採用や定着につながりましたか？（複数選択可）



Q9.【Q7で「取得（届出）していない」と回答された事業所のみ】 介護職員等ベースアップ等支援加算を取得していない理由は何ですか？（複数選択可）



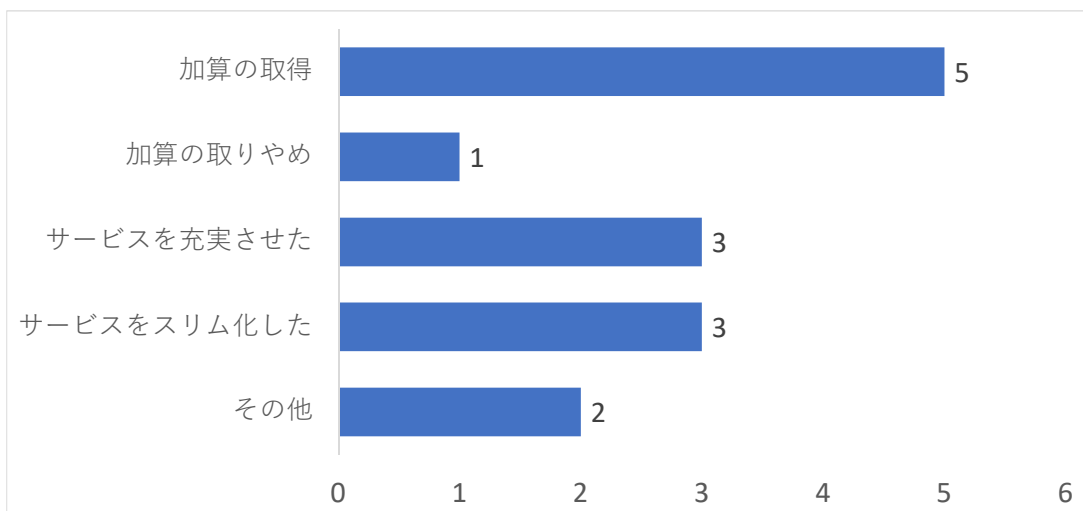
Q10.令和3年度介護報酬改定に伴う影響や変化としてどのようなものがありましたか？（複数選択可）



その他

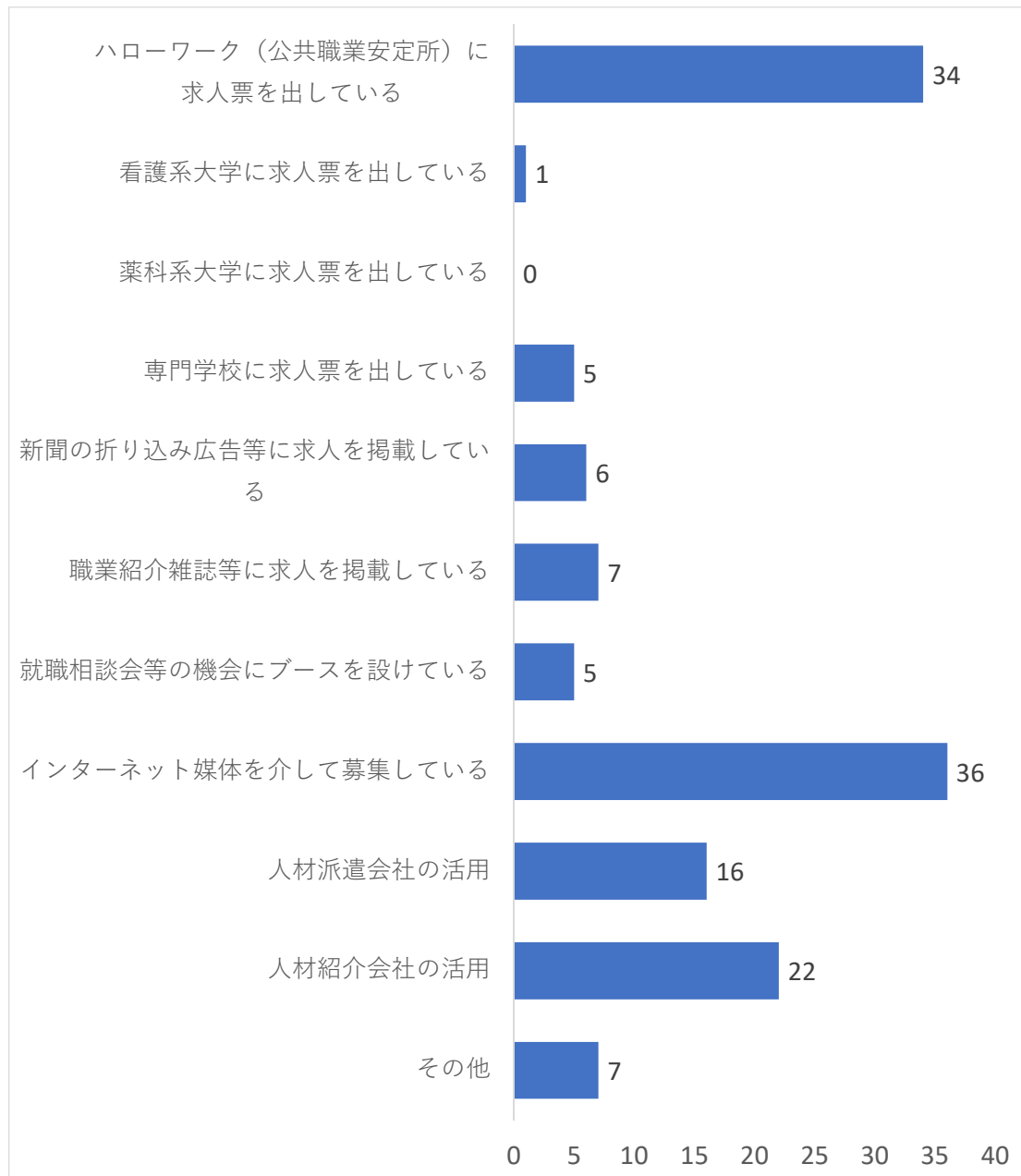
「居宅介護支援 サービス利用状況等 説明書」を作成、利用者様に交付し署名をいただきましたが、書類作成にあたり利用割合や書類のひな形の作成、訪問・署名をもらう業務が増えました。また、前期と後期に分けて都度作成し直す必要があり、今後も一時的な業務が増える見込みです。

Q11.【Q10で「サービス内容を見直した」と回答された方】具体的にどのような見直しですか？（複数選択可）



人材の確保・育成について (Q12~16)

Q12. 職員の募集はどのように行っていますか？ (複数選択可)



その他

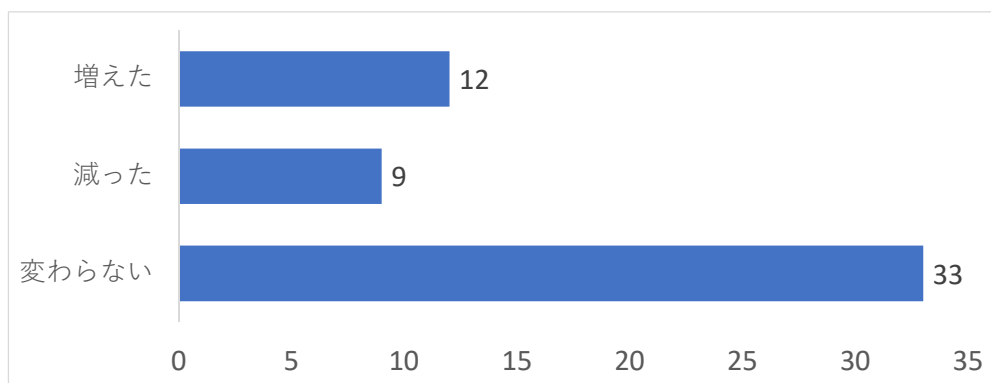
その他について当事業所では昨年度より初任者研修を実施しております。当事業所では人員は増えませんでした。通所介護の事業所などに登録をされたと聞いており微力ではありますが国立市の事業に貢献できたのではないかと思います。

長年にわたり募集をしていない

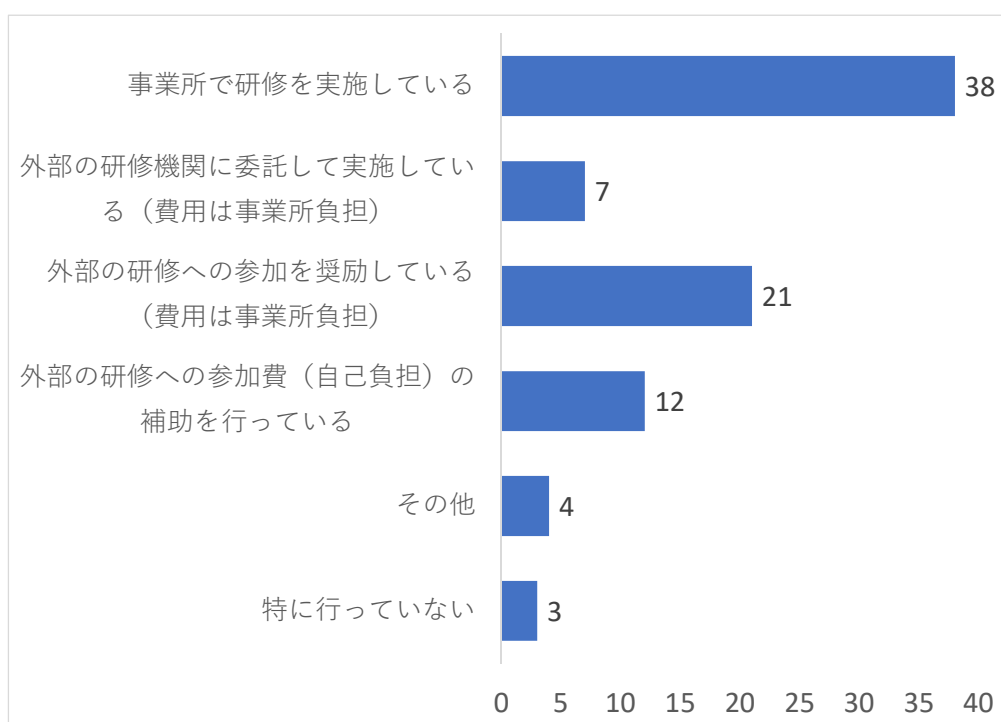
現状職員の募集はしていない

公募はしていませんが、知り合いに声掛けをしています。

Q13.職員の時間外勤務時間は増えましたか？（複数選択可）



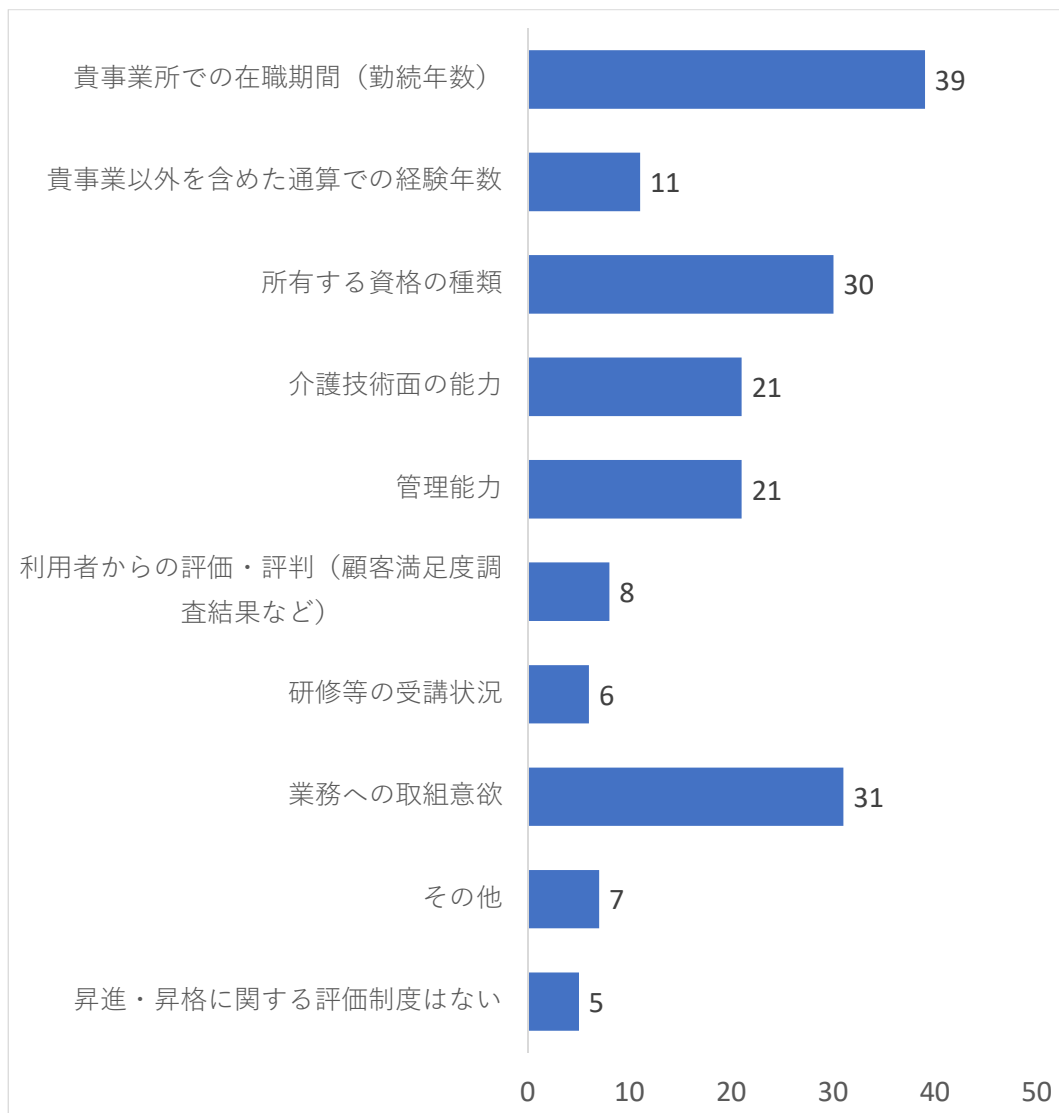
Q14.職員の研修や資格取得のための支援として、以下の取組を行っていますか？（複数選択可）



その他

無料の外部研修参加。

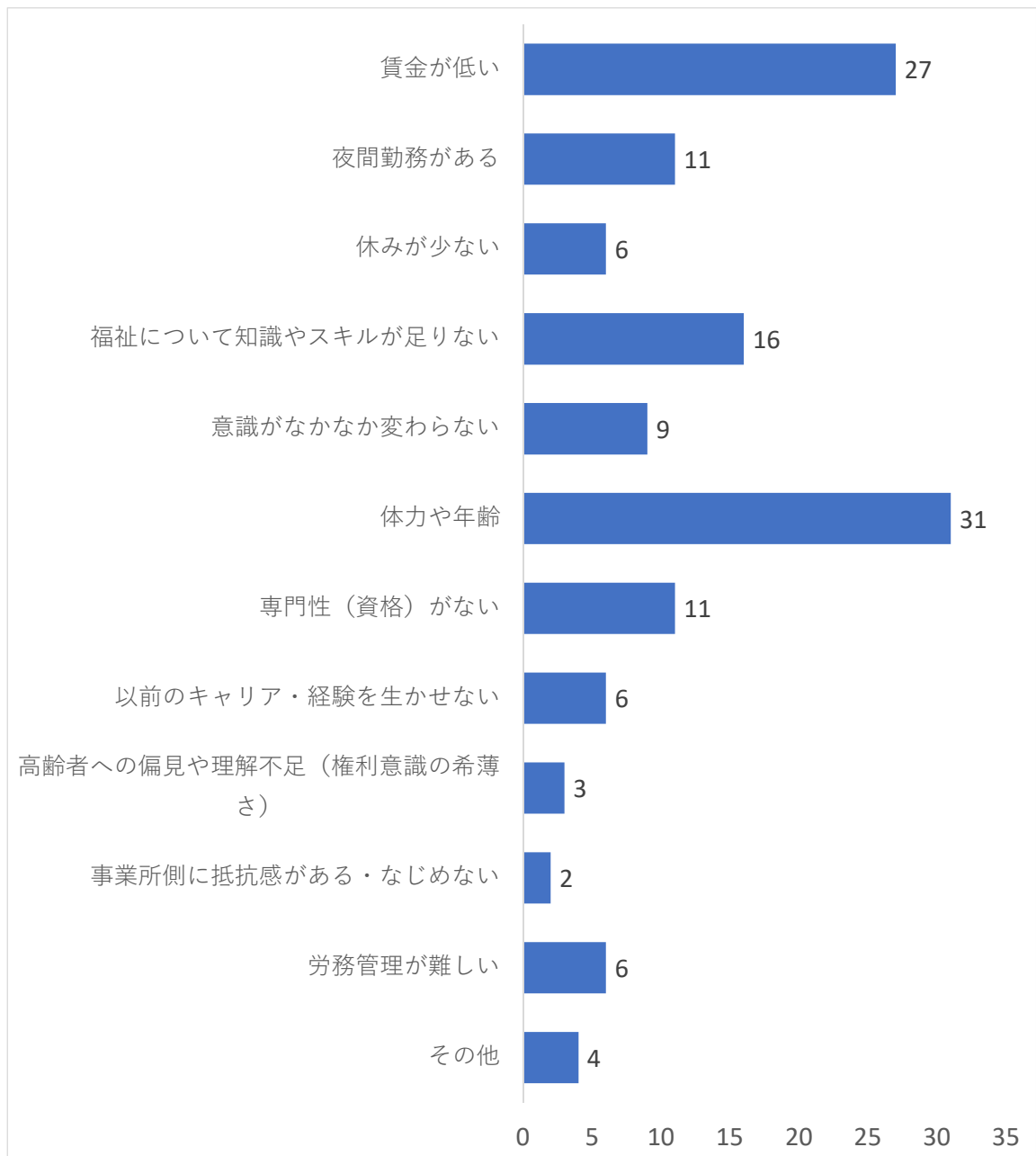
Q15.職員の昇進、昇給等に際して、どのような内容・項目で評価を行っていますか？（複数選択可）



その他

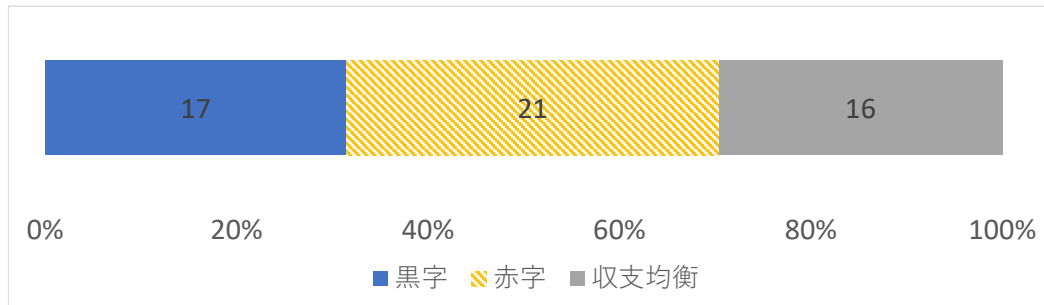
収支状況に応じて変動。

Q16.転職者を雇用する際の支障は何だと思いますか？（複数選択可）

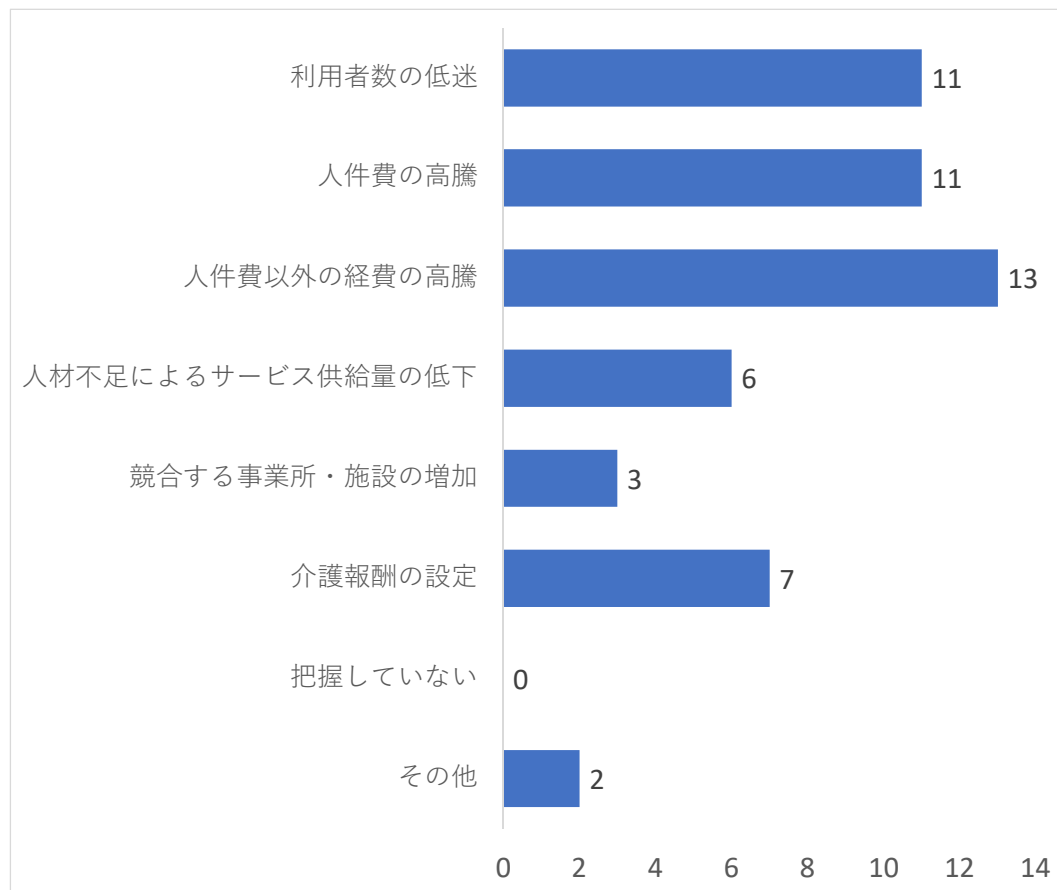


事業経営について（Q17～20）

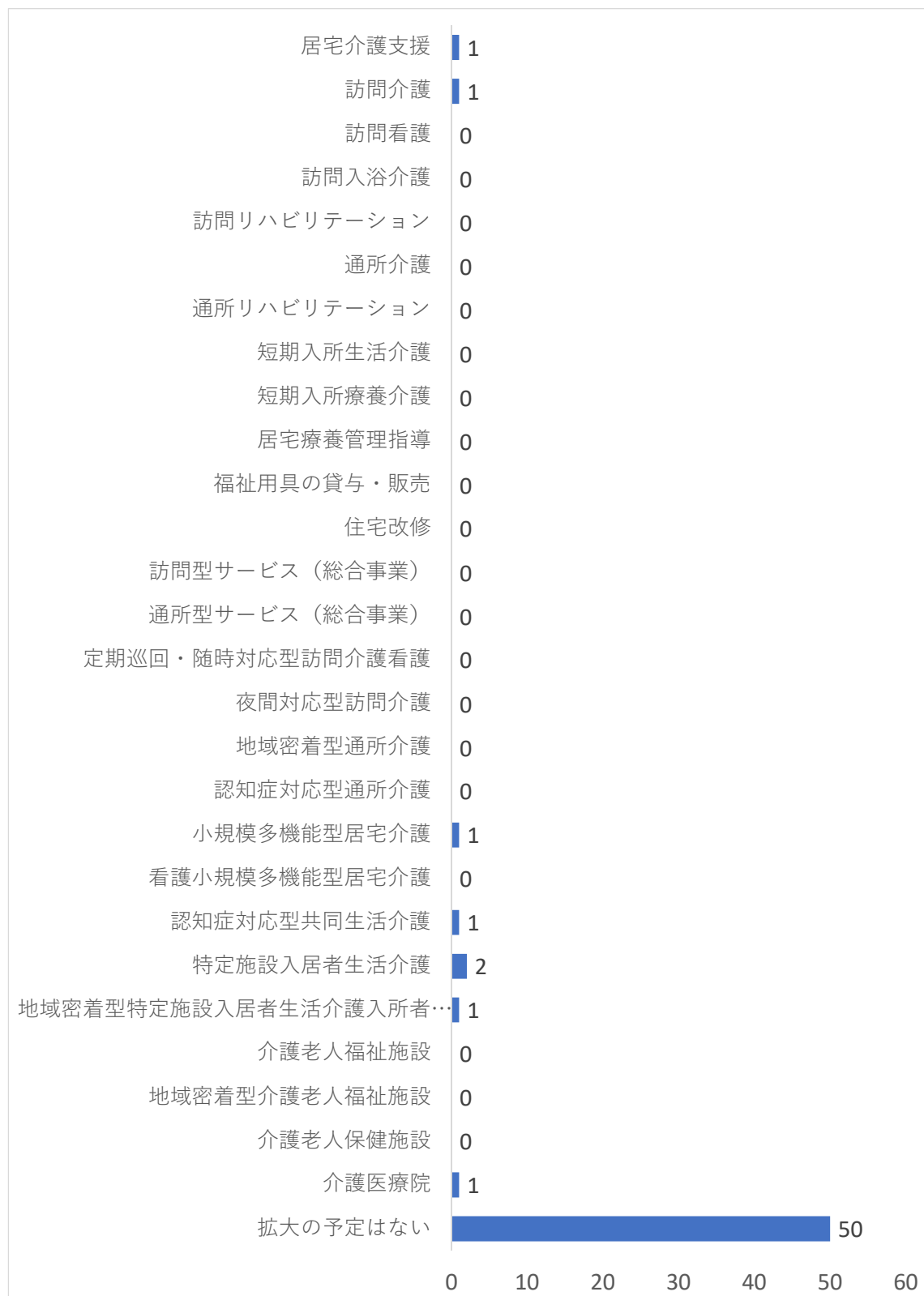
Q17. 貴事業所の経営状況（収支）は？



Q18. 【Q17で「赤字」で回答した事業所のみ】赤字の主な理由は何ですか？（複数選択可）



Q19.国立市内での事業の拡大予定はありますか？（複数選択可）

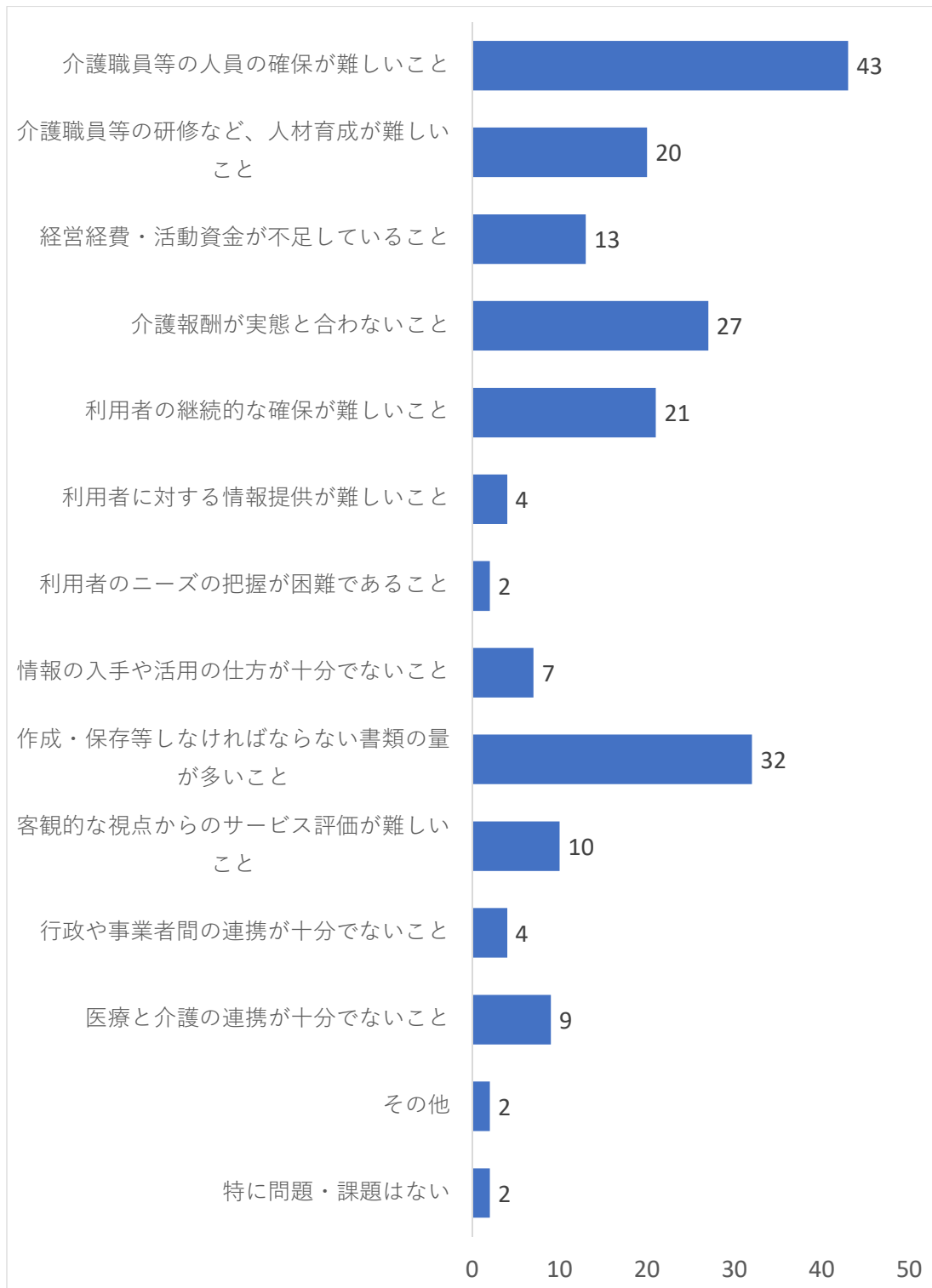


Q20.国立市内での事業の縮小・廃止の事業予定はありますか？（複数選択可）



事業所の課題や改善が必要なことについて（Q21～24）

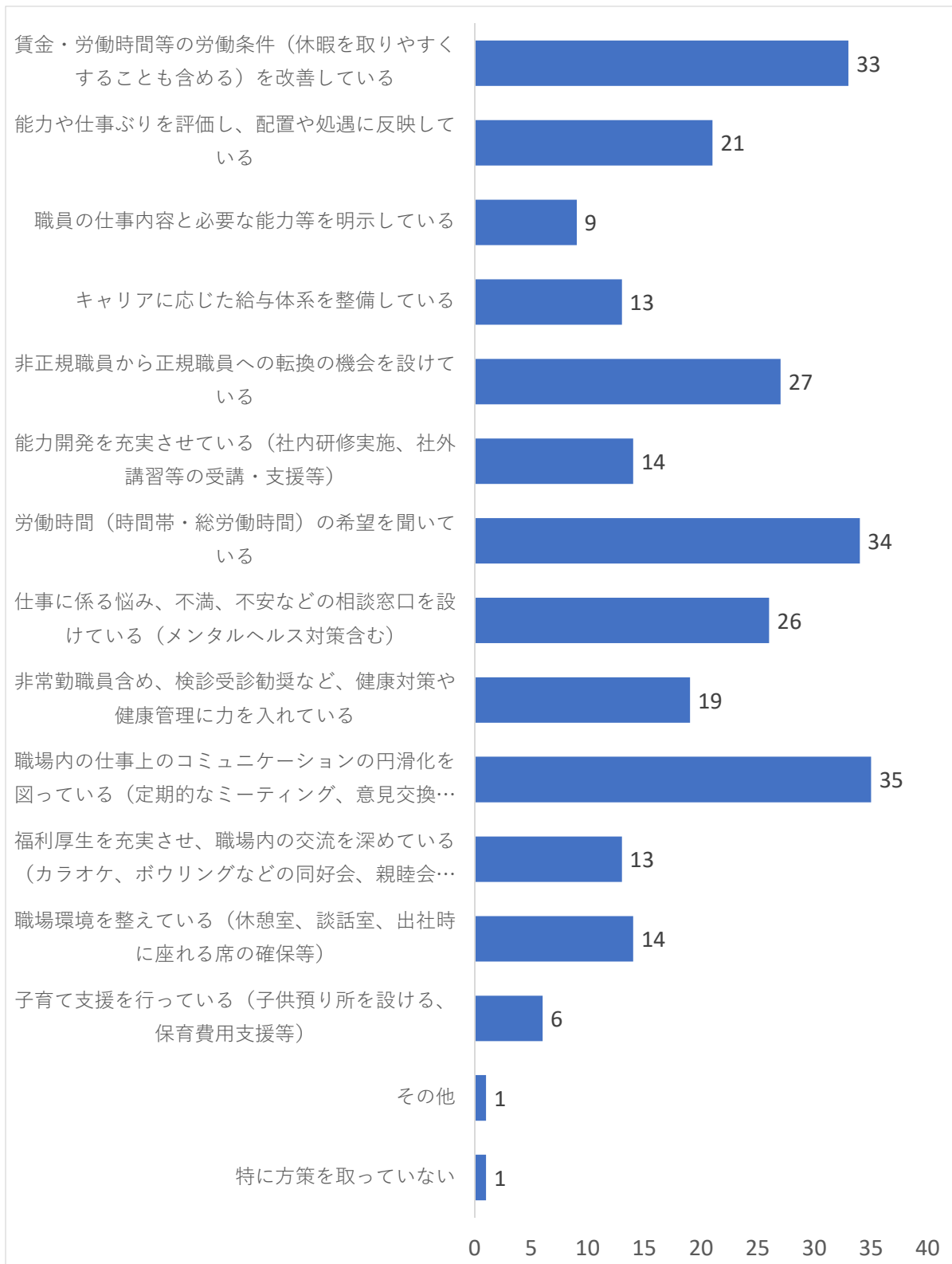
Q21. 貴事業所が、介護保険サービス（総合事業を含む）を実施するうえで、課題や改善が必要と考えていることはどのようなことですか？（複数選択可）



その他

家族がない場合、近い将来どのように支援していくのか。併せて認知の低下がある場合の意思決定をどうするのか。

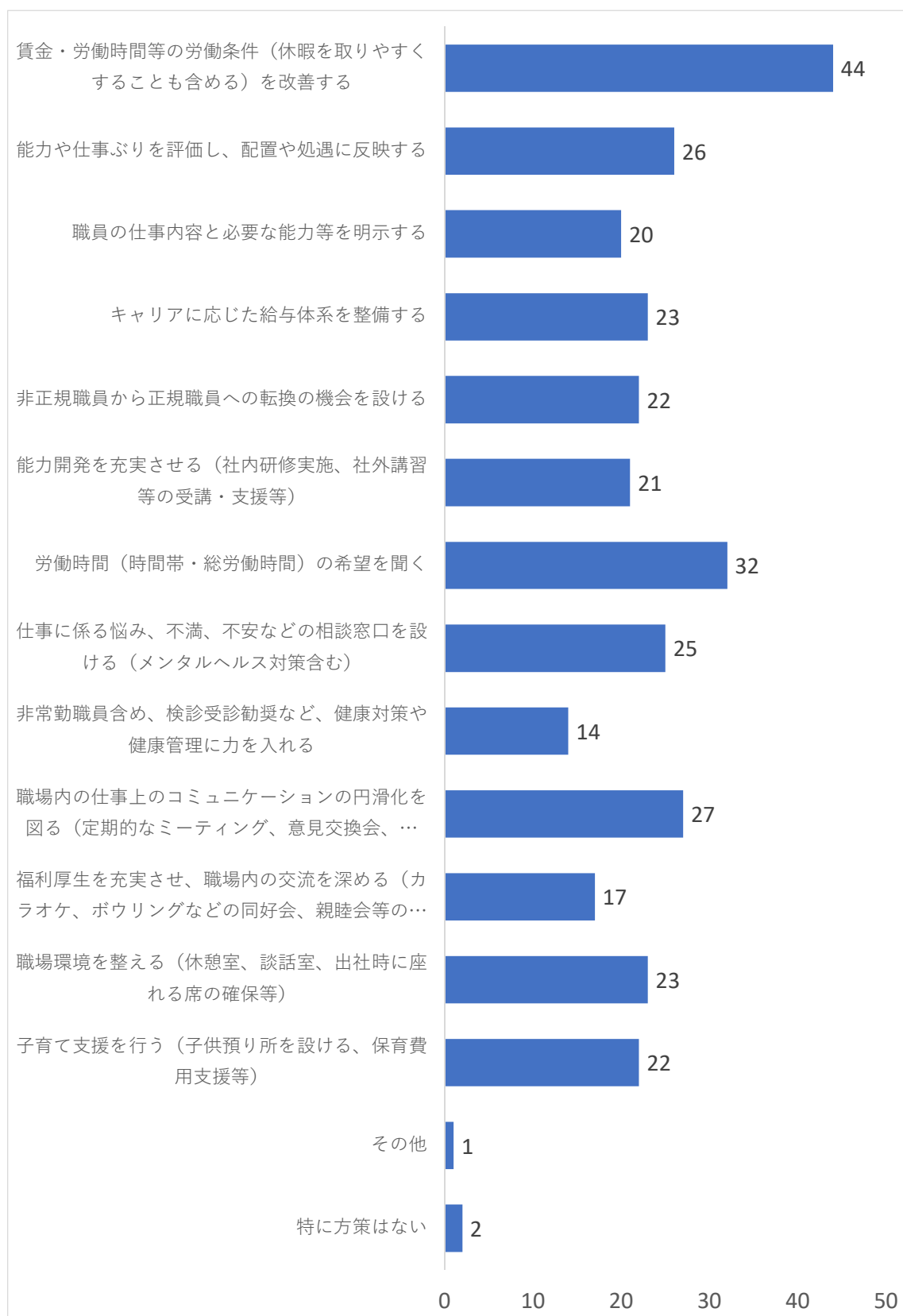
Q22,貴事業所では、介護職員等の早期離職防止や定着促進を図るためにどのような方策をとっていますか？（複数選択可）



その他

ベテランヘルパーが多いため、サービス内容の細部の指示は行わず、本人たちの自主性を尊重する。

Q23.介護職員等の早期離職防止や定着促進を図るためにどのような方策が効果的だと思いますか？（複数選択可）



Q24.市の介護保険事業にご意見・ご要望等ありましたら教えてください。

ペーパーレスにして欲しいです。faxの廃止。

特別な要望等はございません。

国立市様とは連携も取りやすく、相談しやすい環境で仕事ができています。他市に比べても柔軟な対応をして頂けるので、ご利用者様にとって住みやすい市だと感じます。

総合事業の介護報酬を上げてほしい。定率制ではなく、通常の介護保険と同様にケア1回あたりの報酬としていただきたい。他市と比較しても総合事業の介護報酬は低く、その報酬額では支援時間は45分程。自立支援が一番必要な要支援者の支援であるにも関わらずヘルパーが代行するしかない。

物価高騰対策として支援給付金をいただき大変感謝申し上げます。近隣他市の給付金の状況と比較すると、もう少し増額していただきたいのが正直なところでございます。各市の財政によって給付金に差が出てしまうのは致し方ない事とは思いますが、ご検討のほどよろしくお願い致します。立川市：介護老人福祉施設1,000,000円、短期入所300,000円、居宅及び訪問100,000円国分寺市：介護保険サービス事業所一律100,000円、通所系・居宅系は定員により100,000～300,000円加算昭島市：施設サービス一律300,000円、居宅サービス一律120,000円

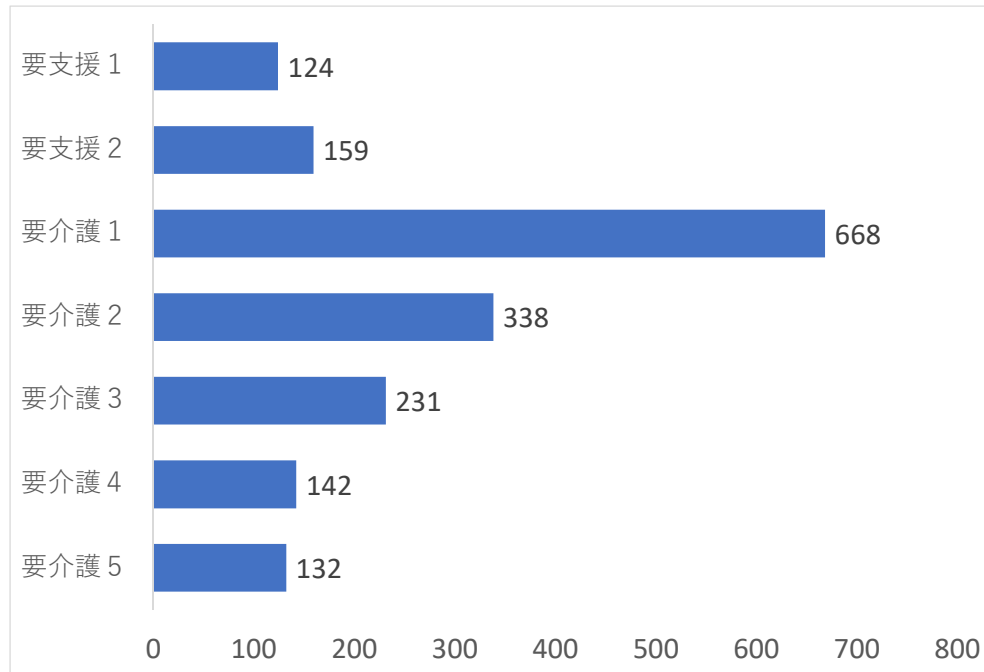
訪問介護要員の高齢化が進み、若い人材が、大手に流れてしまう。小規模事業所の良さをアピールしてほしい。

当初よりずっと一人ケアマネな者ですから包括の皆様と一緒に行動したりご意見や相談等させていただきます。大変助かってます。

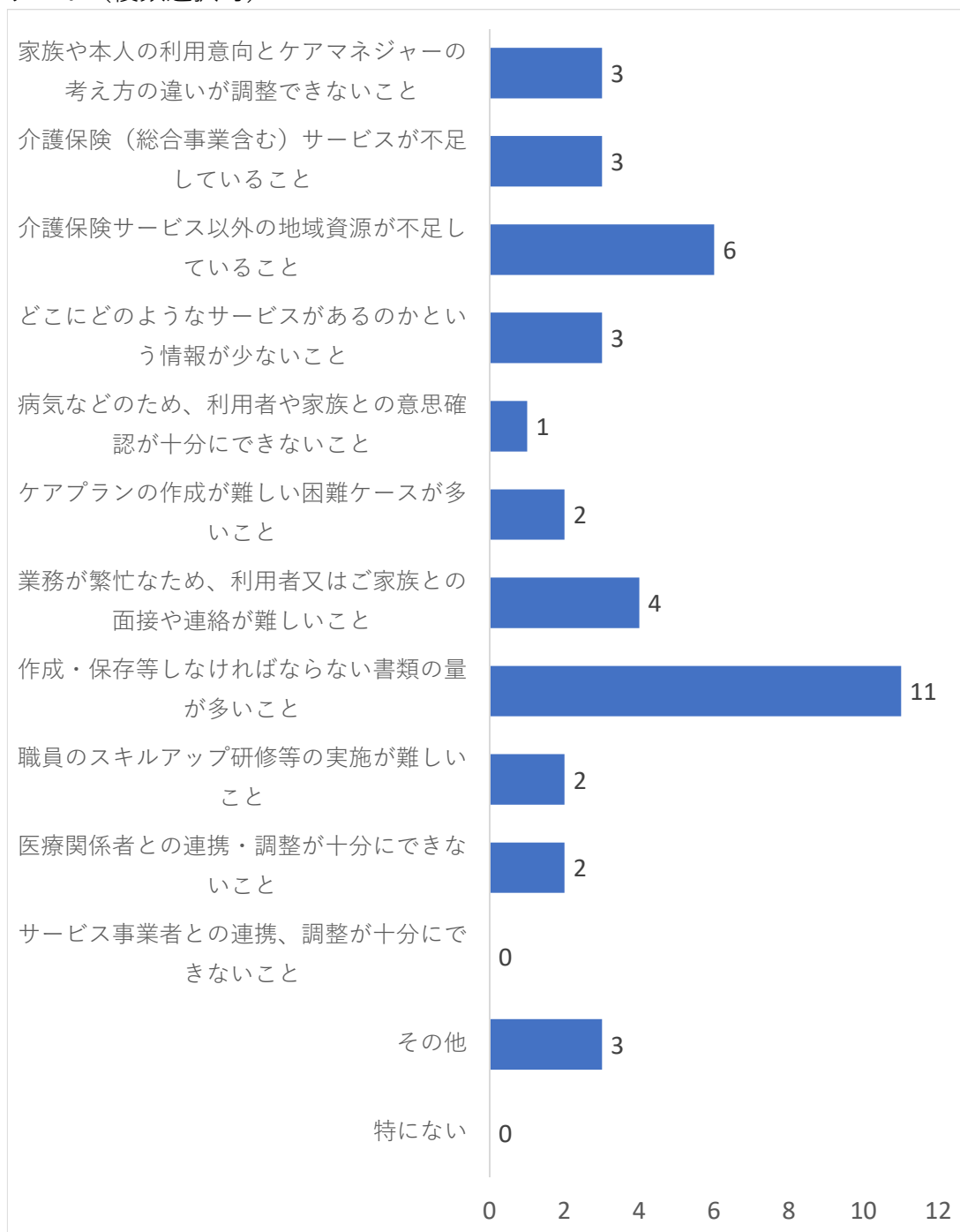
市に対してというよりは、ケアマネの業務についてです。利用者の突発的な出来事に対する対応（救急対応、休日、夜間、年末年始など含め）や、サービスの間隙の対応はケアマネが担うことが多い。サービス事業者によっても何かとケアマネに連絡してくるところもある。ケアマネとしては丁寧に支援をしたいが、そこに報酬がつかない。割に合わず、多くを受けられない要因にもなっている。今後、国の制度変更で、ケアマネに利用者負担が発生した場合、利用者にも権利意識が生まれて、さらに仕事が増えるのではないかと懸念している。今回、このようなアンケートをとっていただいたが、このようなこと話したりできる場があるとよいのではないかと思います。

居宅介護支援事業所への質問（Q25～31）

Q25. 【居宅介護支援事業所のみ】 事業所の居宅サービス計画書（ケアプラン）担当件数は何人ですか（令和5年7月末現在）。



Q26. 【居宅介護支援事業所のみ】 ケアプラン作成にあたり、問題・課題となっていることはありますか？（複数選択可）

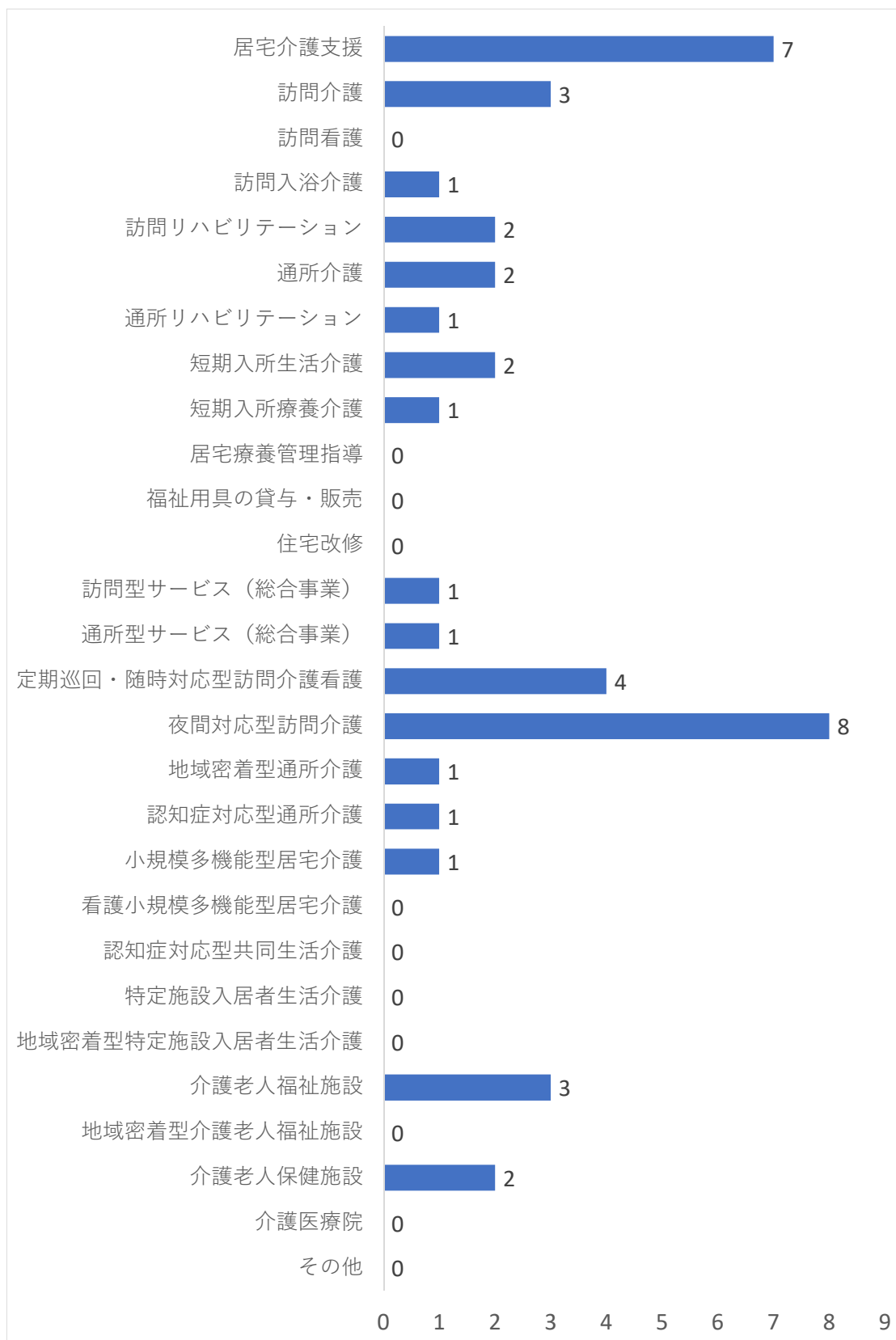


その他

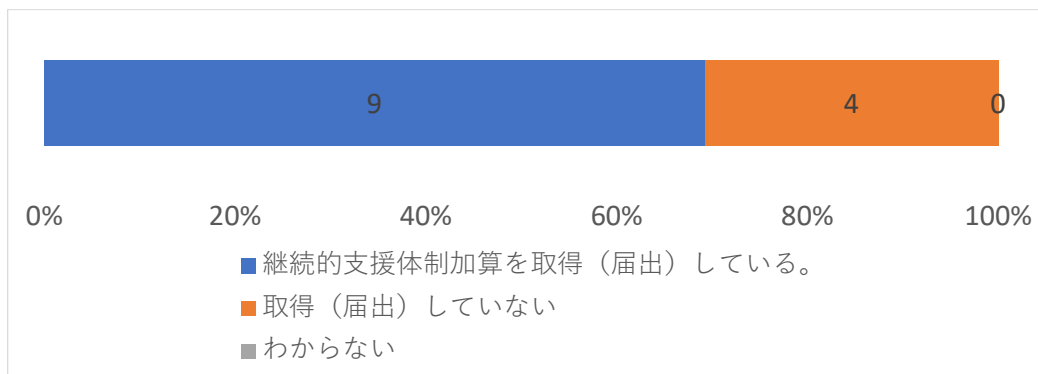
①認定調査、審査会が、市の都合で期間内に間に合わないことが多い。その場合、暫定のケアプランを立て事業者に交付、後から認定結果が出て、また正式なケアプランを作り事業者に交付することになったりするのは無駄を感じる。要介護と要支援の可能性のある利用者については、認定結果が遅れサービスが先行してしまうと、2パターンを考へることにもなり必要以上に気を遣うことがある。②情報開示請求についてほぼ必ず必要なのに、「申請書を作成、署名をもらい、市役所に申請しに行き、また連絡を待って受け取りに行く」というのは、やることが多いと思います。最初に契約したときに請求することは了解してもらって、インターネットで申請できる、とかならないでしょうか・・・(受取は、ケアマネが取りに行き身分証を提示するとか) ③みなし2号について、生保の担当者や介護保険課の窓口が制度を理解していないことも多く、周知が必要だと思われる。

独居で身寄り無く、ごみ屋敷、手続き等も権利擁護につながるまでが長くケアマネとしての「相談業務」の解釈・位置付け。

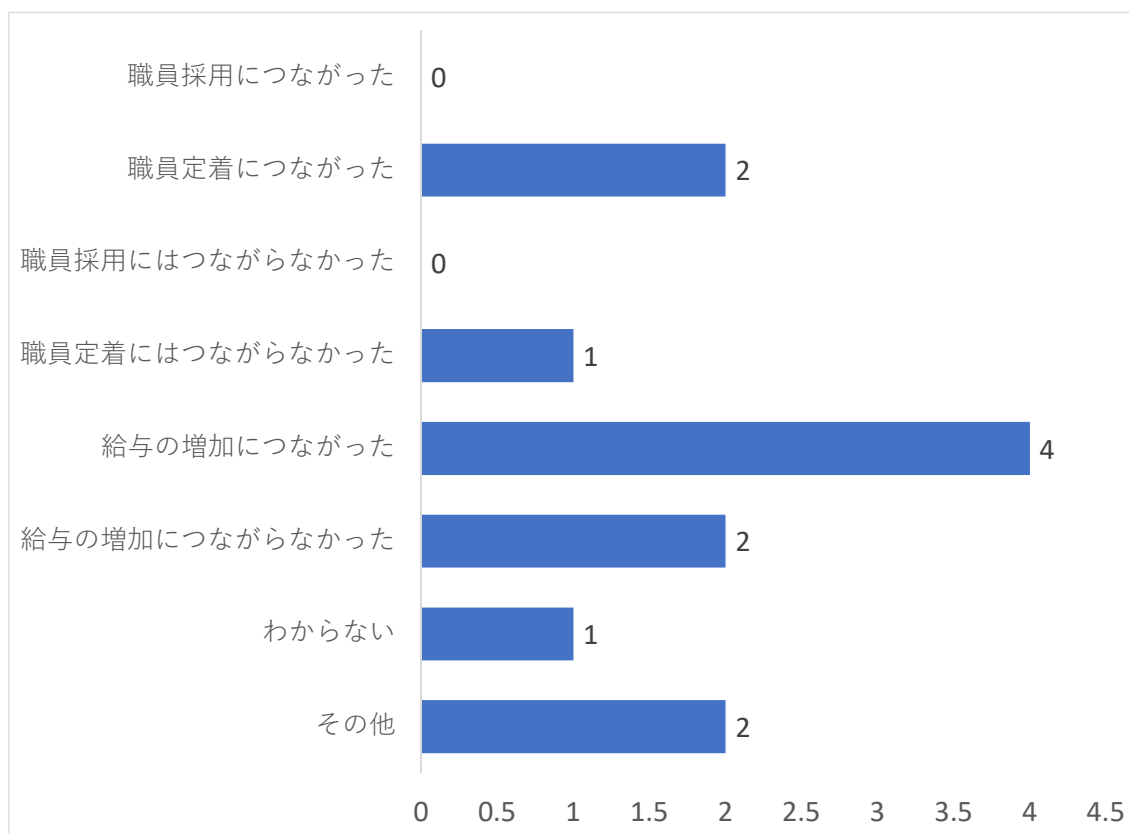
Q27.【居宅介護支援事業所のみ】 市内で不足していると思う介護保険サービス（総合事業含む）はどれですか？（複数選択可）



Q28【居宅介護支援事業所のみ】 継続的支援体制加算を利用していますか？



Q29.【居宅介護支援事業所のみ】 継続的支援体制加算により、職員の採用や定着、給与の増加につながりましたか？（複数選択可）

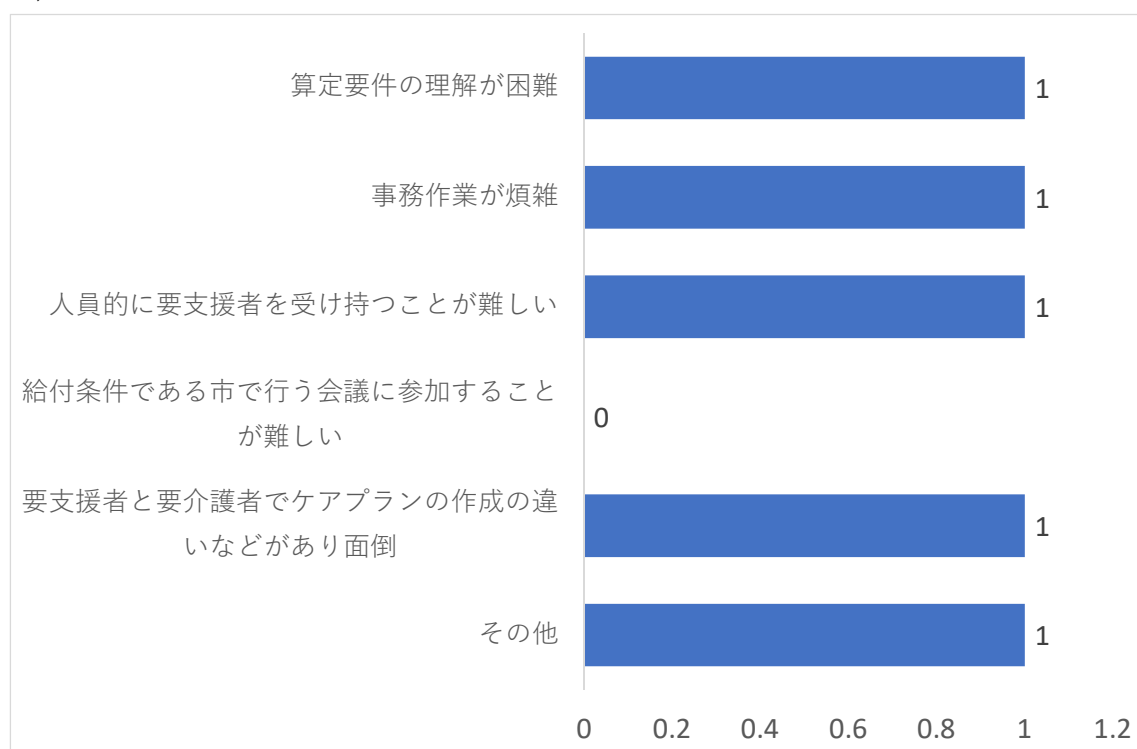


その他

会計処理上、直接給与などに関与していないため影響が生じていない

直接的な給与や人員確保の反映にはこの間、ならなかったものの、事業継続に必要な一部収益として助かっています。

Q30 【居宅介護支援事業所のみ】 継続的支援体制加算を取得していない理由は何ですか？（複数選択可）



Q31. 【居宅介護支援事業所のみ】 継続的支援体制加算についての意見があれば教えてください。

事務作業が煩雑であると感じている。特に事務取扱者の変更などがあると、引継ぎも含め申請書類作成に手間取る。

継続的支援体制加算がもう少し上がるとありがたいです。事業所の収益や経営を継続していく視点から要支援の利用者様の担当件数を制限せざるを得ない状況があります。

事業所が加算の要件を満たさない為、取得ができない

継続的支援体制加算のおかげで経営は安定していますが、賞与で還元させていただいていますが、それでも報酬は安いほうと自覚しています。今年度はもう少し還元できるかと思っています。

複数人居る事業所であれば協力体制が取れるかも。一人ケアマネではそのような体制は取れない。

処遇改善加算対象外の為、職員の給与増加の財源がなく、給与が介護職員さんより低い状況が続いていました。現加算のおかげで職員の退職や異動願いがなくなり、継続したケアマネマネジメント業務が行えています。今後も加算継続できるように、一人一人のケアマネのスキルアップに努めて参ります。

今後も継続して加算給付の仕組みを維持していただけると事業所の収益になるので助かります。